

契約の概要について記載した書面
(警備業法第19条第1項、施行規則第33条第2号)

2026年7月17日

株式会社CSILead 様

東洋ワークセキュリティ株式会社
大阪営業所
大阪府大阪市中央区徳井町2-4-14 宇野ビルディング7F
所長 菊地 海冬
TEL 06-6360-4240 FAX 06-6360-4241

項	目	内 容
1	警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名	名称： 東洋ワークセキュリティ株式会社 住所： 宮城県仙台市青葉区国分町一丁目7-18 2F 電話番号： 022-225-5068 代表者氏名： 勝又 和成
2	警備業務を行う日及び時間帯	警備期間 個別警備契約書による 日勤/夜勤 個別警備契約書による
3	警備業務を行うこととする場所	警備名称 個別警備契約書による 警備場所 個別警備契約書による
4	警備員の人数	日勤/夜勤 個別警備契約書による
5	警備員の担当業務	個別警備契約書による
6	警備員が有する知識及び技能	警備業法に定める法定新任教育受講以上の者。配置基準に準ずる、2級以上の資格者。
7	警備員が用いる服装	弊社所定の制服（公安委員会届出済）
8	使用する機器又は各種資機材	個別警備契約書による
9	警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の措置	直ちに第一次応急措置を講じ、同時にお客様方へ連絡を行います。状況により警察機関・消防機関に通報し、合わせて弊社本部に報告を行います。引き続き残留者への連絡、車両（警察機関・消防機関）誘導、現場保存業務等に当たります。
10	報告の方法、頻度、及び時期その他の警備業者の依頼者への報告に関する事項	毎日、警備業務終了後に「警備報告書」を作成し提出します。
11	警備料金・その他の費用	個別警備契約書による
12	支払の時期及び方法	毎月 末日 を締切日とし、翌月 末日 までに弊社指定の金融機関へ振込み支払いまたは集金。
13	警備業務の再委託に関する事項	再委託しない
14	免責に関する事項	(1) 甲の指示による警備員の追加業務実施行為から発生した甲の一切の損害。 (2) 天災地変、暴動、その他不可抗力により生じた一切の損害。
15	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、警備業賠償責任保険に基づき、対人10億円、対物10億円として賠償する。ただし1事故につき総額10億円までとする。
16	契約の更新に関する事項	延長、更新等は、契約更新について相互に協議して決定する。
17	契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
18	契約の解除に関する事項	(1) 料金の支払が遅滞、または業務の提供が怠られた場合 (2) 料金支払いを停止した場合 (3) その他、双方協議の上決定した事項
19	警備業務に関する苦情の受付窓口	大阪営業所 所長 菊地 海冬
20	特約事項	特になし

上記の警備業務の契約の概要として確認しました。 2026 年 7 月 20 日

確認者

森本 静香



当該契約の内容を明らかにする書面

(警備業法第19条第2項、施行規則第34条)

2026年7月24日

株式会社CSILead 様

東洋ワークセキュリティ株式会社

大阪営業所

大阪府大阪市中央区徳井町2-4-14 宇野ビルディング7F

所長 菊地 海冬

TEL 06-6360-4240 FAX 06-6360-4241

項	目	内	容
1	警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名	名称： 住所： 電話番号： 代表者氏名：	東洋ワークセキュリティ株式会社 宮城県仙台市青葉区国分町一丁目17-18 2F 022-225-5068 勝又 和成
2	警備業務を行う目及び時間帯	警備期間 日勤/夜勤	個別警備契約書による 個別警備契約書による
3	警備業務を行うこととする場所	警備名称 警備場所	個別警備契約書による 個別警備契約書による
4	警備員の人数	日勤/夜勤	個別警備契約書による
5	警備員の担当業務		個別警備契約書による
6	警備員が有する知識及び技能		警備業法に定める法定新任教育受講以上の者。配置基準に準ずる、2級以上の資格者。
7	警備員が用いる服装		弊社所定の制服（公安委員会届出済）
8	使用する機器又は各種資機材		個別警備契約書による
9	警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の措置		直ちに第一次応急措置を講じ、同時にお客様方へ連絡を行います。状況により警察機関・消防機関に通報し、合わせて弊社本部に報告を行います。引き続き残留者への連絡、車両（警察機関・消防機関）誘導、現場保存業務等に当たります。
10	報告の方法、頻度、及び時期その他の警備業者の依頼者への報告に関する事項		毎日、警備業務終了後に「警備報告書」を作成し提出します。
11	警備料金・その他の費用		個別警備契約書による
12	支払の時期及び方法		毎月 末日 を締切日とし、翌月 末日 までに弊社指定の金融機関へ振込み支払いまたは集金。
13	警備業務の再委託に関する事項		再委託しない
14	免責に関する事項		(1) 甲の指示による警備員の追加業務実施行為から発生した甲の一切の損害。 (2) 天災地変、暴動、その他不可抗力により生じた一切の損害。
15	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項		弊社の責めに帰すべき損害について、警備業賠償責任保険に基づき、対人10億円、対物10億円として賠償する。ただし1事故につき総額10億円までとする。
16	契約の更新に関する事項		延長、更新等は、契約更新について相互に協議して決定する。
17	契約の変更に関する事項		その都度協議して決定する。
18	契約の解除に関する事項		(1) 料金の支払が遅滞、または業務の提供が怠られた場合 (2) 料金支払いを停止した場合 (3) その他、双方協議の上決定した事項
19	警備業務に関する苦情の受付窓口		大阪営業所 所長 菊地 海冬
20	契約の締結年月日		2026年7月31日
21	特約事項		特になし

上記の警備業務の契約の概要として確認しました。 2026 年 7 月 31 日

確認者

森本 静香

